

徳島県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

次に掲げる訓令の規定中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

- 一 職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令（令和五年徳島県教育委員会訓令第1号）（附則第二項）
- 二 職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令（令和五年徳島県教育委員会訓令第2号）（附則第二項）

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。